

令和4年度

吉富町町有地公募方式売却事業実施要領

令和4年10月

吉 富 町

## 目次

第1 売却事業の主旨及び概要等	
1 事業の主旨	2
2 売却町有地の概要	2
3 宅地分譲計画	3
4 最低売却価格	4
5 売払い設定条件	5
6 事業スケジュール	5
第2 応募に関する事項	
1 実施要領の配布・公表	6
2 本事業に関する質疑及び回答	6
3 参加者の資格	7
4 参加表明書の提出	8
5 参加資格確認結果の通知	9
6 提案書の提出	9
7 参加に関する留意事項	10
第3 事業実施者の選定に関する事項	
1 事業実施予定者の選定方法	11
2 審査結果の通知及び公表	11
第4 売買契約に関する事項	
1 本契約の締結	11
2 土地代金の納付	12
3 所有権の移転及び土地の引渡し	12
第5 その他	12
第6 事業実施者の選定に係る審査基準	
1 基礎審査	13
2 内容審査	13
3 結果評価	13
4 価格評価	14
5 審査項目と配点表	15
6 その他	16
第7 参考資料	
位置図	別添
図面	別添
写真	別添
ハザードマップ	別添
全部事項証明書	別添

## 第1 売却事業の主旨及び概要等

### 1 事業の主旨

本事業は、「若者世帯・子育て世帯」を中心とした定住人口の増加を図ることを目的とし、吉富町（以下「町」という。）が所有している土地（以下「町有地」という。）について、民間事業者等の高い発想力と豊かな創造性・販売力を最大限に活用するため、購入価格や宅地分譲計画等の提案を受け、それらを総合的に審査するプロポーザル（事業企画提案）方式により事業者を選定し、未利用町有地の有効な土地活用による居住環境の整備を行う。

### 2 売却町有地の概要

#### （1）物件の概要等

所在地	吉富町大字直江			
地籍	地番：9番 他2筆 地目：宅地 地積（登記簿面積）：3,596.76 m <sup>2</sup> （6m道路含む） 現況道路を除く実測値（参考値） 2,919.86 m <sup>2</sup> 別添図面（不動産登記法第14条に定められた地図の写し）			
法令等の規制	都市計画法	京築広域都市計画（吉富町） 第1種低層住居専用地域 最低敷地面積 165 m <sup>2</sup>		
	建築基準法	建ぺい率	50%	容積率 80%
		防火地域等	建築基準法第22条区域	
	その他	景観法、福岡県美しいまちづくり条例 京築広域景観計画		
埋蔵文化財包蔵地	該当なし			
接道等	町道 8169 直江井田線 既設6m道路は分譲に伴う新設道路と併せて町道認定予定			
上下水道	上水道 町道 8169 直江井田線 管種：硬質塩化ビニル管 口径：VP 75 下水道 町道 8169 直江井田線 管種：硬質塩化ビニル管 口径：VU 150			
支援制度	吉富町定住化促進条例、吉富町新婚家庭新生活応援補助金 他			

契約の物件引渡しも現状で行います。

## (2) 現地確認等

現地説明会は行いませんので、位置図等により現地確認を行ってください。

なお、本物件の埋設物調査は実施しておりません。

## 3 宅地分譲計画

### (1) 宅地分譲計画に係る条件

本事業に係る造成・分譲の条件は下記のとおりとします。

戸建て住宅用地又は併用住宅用地の分譲を目的とした計画とすること。

分譲価格は国土交通省が公示する地価公示等を参考とし、周辺の土地取引に影響を与えない価格設定とすること。

若者世帯・子育て世帯を基本とした販売計画とすること。

分譲地造成に際しては都市計画法、福岡県開発許可制度の手引きに準じた関係機関との事前協議が必要となります。

なお、道路、上下水道施設、消防設備、防犯灯、ゴミ収集庫などについては、吉富町役場主管課との協議が必要となります。

事業完了後の分譲地内の道路（道路法第2条第2項に規定された道路付属物を含む）上下水道施設等及び都市計画法施行令第25条第6号に定められている公園等については町の完了検査を受けた後、町に帰属するものとし、道路用地等については町への所有権移転登記を行ってください。

地域経済循環のため、町内の関係事業者との事業連携に配慮すること。

その他宅地分譲に係る条件は以下の表の通りです。

項目	内容
雨水処理	分譲地内に雨水排水用側溝を整備し、隣接した公共水路へ放流して下さい。その際には土地改良区の排水放流についての同意が必要となります。
下水道 (汚水処理)	分譲地内の汚水管はV U 150とし、町道の汚水管にマンホールを設置しての接続を基本とし、区画全てに公共樹を設置し、公共樹はマルチインバート樹とします。 また、区画内(宅地内)配管の最小口径は、V U 100とします。

上水道	町道の既設配水管とループとなるように接続し、分譲地内の配水管の最小口径はHIVP 75以上とします。 また、区画内（宅地内）全てに給水引込管（甲型止水栓・量水器箱まで）の整備を行ってください。
分譲地内道路	新設道路は基本的に通り抜けとし、道路構造令、建築基準法第42条（道路の定義）、都市計画法第32条（公共施設の管理者の同意等）、都市計画法第39条（開発行為等により設置された公共施設の管理）の関係法令を遵守してください。隣接里道を活用しての道路配置も可能です。また、隣接地の直江16番に里道を介し2m以上の接道を計画すること。
緑地公園	売却面積の3.0%以上の公園・緑地又は広場を設けることとします。
その他	現状有姿での引渡しとし、売買契約後に事業整備において、引渡し時点で土地上に存する植栽、塀や柵等の残存物及び地下埋設物についても売却物件に含むものとし、買受実施事業者にこれを無償で譲渡するものとします。なお、地下埋設物調査、土壌汚染調査につきましては実施しておりませんので、地下埋設物等の撤去等に要する費用や、土壌汚染調査や対策費用等は買受実施事業者の負担とします。また、地質調査（ボーリング）についても実施していません。

上記に記載のないものについては別途協議とします。

## （2）宅地分譲計画に係る提案事項

前頁（1）宅地分譲計画に係る条件を踏まえ、以下の5点については必ず事業企画を提案して下さい。

分譲団地のコンセプト

分譲団地の造成計画

分譲単価及び宅地販売促進計画

建築基準法等の建築のルールや、まちづくりの方針

土地買受希望価格

審査内容及び評価内容の詳細については、本実施要領（P13以降）に記載。

## 4 最低売却価格

17,700,000円（坪当たり単価：約20,000円）

## 5 売払い設定条件

### (1) 分譲開始時期の指定

土地の引渡し完了日から1年以内に分譲開始できるよう、宅地造成工事等を進めて下さい。

### (2) 住宅又は併用住宅建設時期の指定

分譲地購入者は契約後2年以内に住宅又は併用住宅建設を遵守するものとし、その旨を契約書等に明記してください(2年以内に建設工事を着工していること。)

### (3) 所有権移転の禁止

宅地造成が完了し分譲を開始するまでは、町の許可を得た場合を除き、当該土地売買等、所有権の移転を禁止します。

### (4) 目的外使用の禁止

土地の引渡し完了日から10年を経過する日まで、当該物件を戸建住宅又は併用住宅の用途以外に供することを禁止します。

また、分譲開始後住宅メーカー等に土地を売却した場合についても、引き続き目的外使用を禁止します。

### (5) 事業計画書の遵守

事業実施にあたって、提案した事業計画書を遵守し、分譲開始後に住宅メーカー等に土地を売却した場合についても、引き続き事業計画を担保してください。

### (6) 法的手続きの遵守

本要領の「2 売却町有地の概要(1) 物件の概要」の法令等の規制欄に掲げる事項及びこれ以外に法的手続きが必要な場合は、事業者の責任において各手続きを行ってください。

### (7) 売却面積

売却面積は公募面積とし、土地登記簿に記載された地積と実測面積に差異があった場合は、土地登記簿に記載された地積を優先します。

本物件の整備に掛かる用地測量等の必要な費用については、事業者の負担となります。

## 6 事業スケジュール

参加者募集から土地引渡しまでのスケジュールは、次のとおり予定しています。

内 容	時 期(予定も含む)
実施要領の配布・公表	令和4年10月26日
参加表明書の提出期間(期限)	令和4年10月26日から11月11日
参加資格審査結果通知・企画提案書要請通知	令和4年11月15日

企画提案に関する質問書の提出期限	令和4年11月30日
質問に対する回答書の公表	令和4年12月5日
企画提案書等の提出期限	令和4年12月12日
ヒアリングの実施	令和4年12月19日から12月23日
審査結果通知	令和5年1月10日
土地の売買契約締結	令和5年1月20日まで
売買代金の納入	令和5年2月28日まで
土地の引き渡し（所有権移転登記手続き）	令和5年2月

実施要領に関する質疑については、質疑受付から3日以内（土日祝日を含まない）に全参加者に回答します。

## 第2 応募に関する事項

### 1 実施要領の配布・公表

実施要領は令和4年10月26日（水）から令和4年11月11日（金）までの間、吉富町役場建設課で配布します。

配布時間は午前9時～午後5時までです。

（閉庁日を除きます。また町公式ホームページからダウンロードできます。）

### 2 本事業に関する質疑及び回答

#### （1）受付期間

質疑は令和4年10月26日（水）から令和4年11月30日（水）までの間、随時受付します。

#### （2）質疑の方法

電子メールのみの受付とし、電話及び口頭での質疑、ファクシミリ、郵送並びに直接持参等は不可とします。

質疑内容を質疑書（様式第1号）に入力し、電子メールの件名を「吉富町大字直江9番地他2筆宅地分譲用地売却事業に係る質疑」とし、質疑書を添付のうえ下記の送信先まで送信して下さい。

#### （3）送信先

吉富町役場 建設課（TEL 0979-24-4073）

メールアドレス kensetsu@town.yoshitomi.lg.jp

電子メール送信後、必ず電話により受信確認をして下さい。

#### (4) 回答方法

質疑を受理した日の翌日から起算して3日以内(土日祝日を含まない。)に電子メールにて回答します。

質疑並びに回答内容については、参加事業者すべてに通知します。

### 3 参加者の資格

参加者の資格要件については、次の要件を全て満たしていることが必要です。

#### (1) 単一(単独)事業者の場合

参加者自ら土地を取得し、活用すること。

また、町が指定する納期限までに土地売買代金の納入ができること。

過去に建売分譲の供給実績があり、提案した事業計画を適切に実施できること。

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定する免許等を有していること。

その他事業実施に必要な免許、知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。

次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 会社法(平成17年法律第86号)第824条の規定による解散命令を受けていないものであること。

ウ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立てがなされていないものであること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていないものであること。

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。

カ 国税及び地方税を滞納していないものであること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号及び第6号のいずれにも該当しないものであること。

ク 国や県より何らかの行政処分を受けていないものであること。

また、失効中であるものについては、処分の内容について町と事前協議を行ってください。

ケ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

## (2) 共同事業者による参加の場合

共同事業者とは、複数の事業者が共同して事業提案及び実施を行う場合を言います。

その代表事業者及び構成員は、提案した事業の実施にあたり、連携して責任を負い、代表事業者は構成員間の調整を行うとともに、町との協議の責任者になるものとします。

共同事業者による参加の場合は、(1)の は共同事業者総体で満たすことが、 ~ は共同事業者のいずれか、又は共同にて、 ~ は共同事業者を構成する全ての事業者が満たすことが必要です。

なお、単独で提案参加した参加者については、共同事業者の構成員となることはできません。また、一の事業者が複数の共同事業者の構成員となることはできません。

## 4 参加表明書の提出

### (1) 受付期間

受付開始 : 令和4年10月26日(水)午前9時から

受付終了 : 令和4年11月11日(金)午後5時まで

### (2) 提出書類

本事業に参加しようとするものは、参加表明書(様式第2号)に下記の資料を添えて2部提出して下さい。

提出資料には、資料名と書類番号を記した表紙、書類番号を記したインデックスを付けて下さい。

下記により難しい内容の書類がある場合には、あらかじめ町と協議し、それらに準じた内容の書類を提出して下さい。

提出期限までに必要な書類が整わない場合には、参加表明書の受付はできません。

### 【単一(単独)事業者の場合】

参加表明書(様式第2号)

商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本(発行から3か月以内のもの。)

法務局に登録してある法人の印鑑証明書(発行から3か月以内のもの。)

納税証明書(発行から3か月以内のもの。)

ア 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書

イ 法人事業税(特別税含む)納税証明書

ウ 吉富町内に本社または事務所がある法人については、法人町民税の納税証明書  
決算書類(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)過去3期分

宅地建物取引業免許の写し

建設業許可書（土木一式工事・建築一式工事の写し）

会社概要・事務経歴書（様式第3号）

#### 【共同事業者の場合】

上記は代表事業者のみ、～は各構成員毎に、は共同事業者のいずれかを提出して下さい。加えて下記を提出して下さい。

共同事業者構成員調書（様式第4号）

#### （3）提出方法

下記担当者に連絡し、在席を確認した上で、直接持参してください。

持参された時に担当者がその場で不足書類の有無等を確認します。

受付期間は閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします。

郵送、ファクシミリ、電子メールでの提出は受け付けません。

#### （4）提出先

吉富町役場 建設課 担当者：南 博己

住所：〒871-8585 吉富町大字広津226番地1

電話：0979-24-4073（直通）

### 5 参加資格確認結果の通知

参加資格の審査結果は選定通知書を令和4年11月15日（火）に参加表明者（共同事業者の場合は代表事業者）に通知します。

参加資格が確認された事業者については、選定通知書に併せて提案要請書を送付します。

なお、選考結果に対する異議申立てはできませんので予めご了承下さい。

### 6 提案書の提出

#### （1）受付期間

受付開始：令和4年12月5日（月）午前9時から

受付終了：令和4年12月12日（月）午後5時まで

#### （2）提出書類

・提出書類は下記～全てをA4サイズに統一し、各書類番号を記した表紙とインデックスを付けてください。

・提案書はA4縦長ファイルに綴じたものを7部提出して下さい。

なお、土地利用計画図などA3サイズ以上になる場合は、図面に提案者名を必ず記載し、A4サイズに折り、袋に綴じて下さい。

提案書（様式第5号）

土地利用計画図（平面図）（縮尺：1/500以上） 任意様式

CADデータ提供可（SFC,DXF又はJWW形式）

事業計画書、収支計画書、事業スケジュール（様式第6号）

事業スケジュールは土地引き渡し、分譲販売開始、分譲販売完了予定等を記載  
買受希望価格申出書（様式第7号）

誓約書（様式第8号）

会社案内書又はこれに相当する書類（パンフレット可）

その他、提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施するにあたり、必要な資料、図面があれば添付して下さい。

### （3）提出方法

下記担当者までに連絡し、在席を確認した上で、直接持参して下さい。

持参された時に担当者がその場で不足書類の有無等を確認します。

受付期間は閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします。

郵送、FAX、電子メールでの提出は受けません。

### （4）提出先

吉富町役場 建設課 担当者：南 博己

住所：〒871-8585 吉富町大字広津226番地1

電話：0979-24-4073（直通）

### （5）参加を辞退する場合

参加資格が確認された事業者について、企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式第10号）を建設課に提出して下さい。

郵送可

## 7 参加に関する留意事項

### （1）費用負担

参加に際し必要となる費用は、参加者自らにおいて負担して下さい。

### （2）参加者の公表

提案書の提出を受けた事業者名等を公表することがあります。

### （3）提案書等の変更の禁止

提出期限以降における提案書の修正、差替え等変更は認めません。

#### (4) 参加資格の失効

参加者が次のいずれかに該当することとなった場合は参加資格が失効します。

また、参加資格が失効した者については、参加資格失効通知書により通知します。

実施要領「第2 応募に関する事項 3参加者の資格」を満たさなくなった場合。

提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。

提出を求めた書類を期限までに提出しなかった場合。

その他参加に関して不正な行為があった場合。

#### (5) 提出された書類等の取扱い

提案書等は、提案参加者の選定及び事業実施者の特定審査以外には無断で使用  
しませんが、審査等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

ただし、本事業の実施に関して吉富町議会への報告等に必要な場合及び吉富町  
情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は公開するものとします。

なお、提出された書類は返却しません。

### 第3 事業実施者の選定に関する事項

#### 1 事業実施予定者の選定方法

吉富町町有地公募方式売却事業実施者選定委員会委員（仮称）により、提案書に基づ  
く書類審査と提案参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容を総  
合的に審査し、優先交渉権者、次順位交渉権者を決定します。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは令和4年12月19日（月）から12月  
23日（金）を予定しており、詳細は参加者に別途通知します。

#### 2 審査結果の通知及び公表審査結果の通知及び公表

提案審査結果は、全ての提案参加者に選定結果通知書（様式第10号）により通知しま  
す。なお、選考結果に対する異議申立てはできませんので予めご了承ください。

また、審査結果の概要については、吉富町のホームページで公表します。

### 第4 売買契約に関する事項

#### 1 契約の締結

- (1) 事業実施審査により決定した事業実施予定者（優先交渉権者）と土地売買契約を  
締結しますが、事業実施予定者（優先交渉権者）が何らかの理由で契約できなくな  
った場合は、次順位交渉権者と契約を締結します。

- (2) 当該契約が地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月12日条例第13号）第3条に該当する契約の場合は仮契約とし町議会の議決を経てから本契約となりますが、当該議決が得られなかったときはこの仮契約は無効となり、この場合において吉富町は一切の責任を負いません。
- (3) 契約の締結に際し、契約保証金（契約金額の100分の10に相当する金額以上）の納付並びに契約書用の収入印紙が必要となります。

## 2 土地代金の納付

土地売払い代金は、契約金額から既に納入された契約保証金の額を控除した額とし、町が指定する期日までに納付が必要です。

なお、指定する期日までに土地売払い代金が納付されない場合は、契約を解除すると共に既に納入された契約保証金は返還しません。また、その他の理由により契約締結後に契約を解除する場合も契約保証金は返還しません。

## 3 所有権の移転及び土地の引渡し

### (1) 所有権の移転

本地売買契約に係る物件の所有権は、町への土地売払い代金の完納をもって契約事業者に移行します。

なお、登記に要する登録免許税等諸費用は契約事業者の負担となります。

### (2) 物件の引渡し

所有権の移転と同時に現状有姿で契約事業者へ物件を引渡します。

本土地売買契約において、町は土地引渡し後における当該土地に係る瑕疵担保責任を負いません。

なお、契約事業者が土地引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても、土地売払い代金の減額、返金若しくは損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

## 第5 その他

- (1) 本事業への参加に際しては、実施要領を十分にご理解いただき、現地の詳細等については、必要に応じてご確認ください。
- (2) 提案された事業計画は、契約事業者の責任において実施するものであり、実施に際して必要な許認可などの諸手続きについては、契約事業者において行う必要があります。

で事業実施計画作成の際には十分留意願います。

- (3) 新設する公共施設等（道路、上下水道施設、消防設備、防犯灯、ゴミ収集庫等）については、各施設管理者へ同意又は協議を行ってください。
- (4) 契約事業者は、事業実施に際して発生する振動、騒音、その他周辺への影響を予測し、地元自治会、周辺住民等へ積極的に情報提供に努め、一切の事項に関し自らの責任において対応して下さい。
- (5) 事業実施に際し、本事業実施要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と協議し問題の解決に努めて下さい。

## 第6 事業実施者の選定に係る審査基準

この基準は、事業の実施者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、審査を円滑に行うことを目的に定める。

### 1 基礎審査

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 提案参加者の選定通知書の交付を受けていること。
- (2) 「実施要領第1 売却事業の趣旨及び概要等」に即した提案内容であること。

### 2 内容審査

審査項目は、評価委員会において提案内容を審査する「計画評価」と買受希望価格の比較による「価格評価」により満点を100として採点します。

なお、各審査項目の評価基準については以下によるものとします。

評価点の算出は以下の計算式により行います。

$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{【計画評価点】} + \text{【価格評価点】} \\ (\text{満点}100\text{点}) &= (\text{満点}70\text{点}) + (\text{満点}30\text{点}) \end{aligned}$
--

### 3 計画評価（提案内容）

#### 【審査項目と配点】

審査項目	配点
分譲団地のコンセプト	10点
分譲団地の造成計画	10点
分譲単価及び宅地販売促進計画	20点
町内への経済循環のしくみ	5点

建築のルール等まちづくりの方針	10点
財務状況	5点
ヒアリング時の対応	10点
計	70点

【採点の方法】

分譲団地のコンセプト

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
10	8	6	4	2

分譲団地の造成計画

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
10	8	6	4	2

分譲価格及び宅地販売促進計画

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
20	16	12	8	4

町内への経済循環のしくみ

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5	4	3	2	1

建築のルール等まちづくりの方針

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
10	8	6	4	2

財務・経営状況

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5	4	3	2	1

ヒアリング時の対応

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
10	8	6	4	2

4 価格評価（買受希望価格）

【審査方法】

全参加者が提示した買受希望価格のうち、最も高い買受希望価格を提示した参加者の価格点を30点とし、その他の参加者の価格点は、最高買受希望価格との比率を乗じて価格点を

算出します。

<p>価格点 = 30 × (当該参加者の掲示した買受希望価格 / 最も高い買受希望価格)</p> <p>小数点以下第2位を四捨五入</p>
--

例) 最高額 A社 1500万円..... 30点  
 B社 1300万円..... 26点(30 × 0.87)  
 C社 1200万円..... 24点(30 × 0.80)

## 5 審査項目と配点表

### 計画評価(提案内容)

審査項目	主な評価内容	配点	採点	様式
分譲団地のコンセプト	セールスポイント、コンセプトはどうか	10点		
分譲団地の造成計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画割り、道路計画、附属施設計画等が土地の有効活用を図った適切な計画となっているか。</li> <li>ゆとりのある良好な町並み形成計画となっているか。例)敷地面積等</li> </ul>	10点		
分譲単価及び宅地販売促進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者世帯及び子育て世帯の購入に繋がる分譲価格とされているか。</li> <li>分譲価格設定の考え方や積算根拠があるか。</li> <li>早期販売に向けた販売計画及び販売を強力に推し進める取り組みがあるか。また、実現可能な提案か。</li> <li>良好な分譲団地を形成するため、建築物等を建築する場合の建築ルールについての具体的な計画や手法があるか 例)区画、配置、景観、意匠、緑地等</li> </ul>	20点		
町内への経済循環のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉富町の経済活性化に向けた取り組みが計画されているか。 例)町内業者との連携、協力等</li> </ul>	5点		
建築のルール等まちづくりの方針	提案内容と収支計算書との妥当性	10点		
財務・経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の安定性、持続性が見込めるか。</li> <li>説得力:提案内容の説明を評価。</li> </ul>	5点		

ヒアリング時の 対応	・質疑応答：質問に対する回答を評価。 ・取組姿勢：業務に対する取組姿勢を評価。	10点		
---------------	--	-----	--	--

#### 価格評価

土地購入金額 (買受希望価格)	最も高い者を満点とし、その他の者は最高額との比率により配点する。	30点		
--------------------	----------------------------------	-----	--	--

#### 計算例

最も高い買受希望価格	A社	6,000,000円	30点
当該参加者の掲示した買受希望価格	B社	4,800,000円	24点
		$30 \times (4,800,000 \text{円} / 6,000,000 \text{円}) = 24$	
	C社	4,200,000円	21点
		$30 \times (4,200,000 \text{円} / 6,000,000 \text{円}) = 21$	

#### 6 その他

内容審査の計画評価が下記水準に達していない場合は、選考から除外します。

<p>計画評価7項目が全て普通以下 計画評価及び価格評価点の合計が50点以下</p>
--

#### 第7 参考資料

別 添